

「知床世界自然遺産」シンボルマークの使用について（案）

基本方針

- (1) 「知床世界自然遺産」シンボルマークの使用については、当面の間（(2)に規定する「使用規程」が策定されるまでの間）は、公共性を有するものに限定し、有料の販売物等や営利を目的としたものには原則使用しない。ただし、新聞、雑誌、書籍への掲載等であって、知床世界自然遺産又はシンボルマークの普及啓発に資するものとして地域連絡会議事務局が承認したものについては、この限りでない。
- (2) 有料の販売物等や営利を目的としたものへのシンボルマークの使用については、平成21年度中に、地域連絡会議において「使用規程」を決定する。

2. 公共性を有するものに対する使用

(1) 行政機関による使用

地域連絡会議を構成する行政機関（環境省、林野庁、北海道、斜里町、羅臼町）及びその他の関係行政機関は、知床世界自然遺産に係る次のものについて、積極的にシンボルマークを使用するよう努める。シンボルマークを使用した場合は、当該機関は、その使用状況について地域連絡会議に対し報告することとする。

- ・パンフレット・ポスター、施設・標識、ホームページ、主催行事、職員の名刺、無料で配布する物品

(2) 関係団体等による使用

地域連絡会議を構成する民間団体及び知床世界遺産に関わる公共性を持つ団体（自然公園財団、知床財団、観光協会等及び官公庁が構成団体として含まれる協議会）には、知床世界自然遺産に係る次のものについて、できるだけシンボルマークを使用するよう要請する。当該団体は、使用にあたっては、あらかじめ地域連絡会議事務局と緊密な連絡調整を行い使用するものとする。地域連絡会議事務局は、その使用状況について地域連絡会議に報告することとする。

- ・パンフレット・ポスター、施設・標識、ホームページ、主催行事、職員の名刺、無料で配布する物品

(3) その他

公共性があると認められる場合であって、上記に定めがないものへの使用については、地域連絡会議において検討する。

3. 販売物等、営利を目的としたものへの使用

販売物等や営利を目的としたものへの使用については、上記「公共性を有するものに対する使用」の状況も踏まえつつ、遺産地域の環境保全への貢献、遺産地域のアピールという観点からメリット・デメリット等の検討を行った上で、地域連絡会議において、平成21年度中に、使用規程を策定する。

(1) 知床世界遺産地域の環境保全への貢献

(例)

- ① 環境保全活動の資金とすることを目的に製造・販売される物品（マーク自体を商品化したステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等）
- ② 環境保全活動を行っている、又は環境保全活動への寄付・協力を金を出した企業・製品への使用

(2) 知床世界遺産地域の普及啓発・PR

(例)

- ① 知床で実施される環境保全に配慮されたツアー・ホテル等
- ② 普及啓発に資する地元生産品

販売物等、営利を目的としたものへの利用について

(1) 知床世界遺産地域の環境保全への貢献

(例)

- ① 環境保全活動の資金とすることを目的に製造・販売される物品（マーク自体を商品化したステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等）
- ② 環境保全活動を行っている、又は環境保全活動への寄付・協力を金を出した企業・製品への使用

(検討課題)

- ・ 収益・寄付・協力金等の資金の受け皿となる管理団体のあり方。
- ・ 得られた資金は、知床世界遺産地域の調査研究・モニタリング、環境保全活動、普及啓発活動等に充足する。この運用方針をどのように決定するか。

(① の課題)

- ・ 販売品の作成主体はどこが担うか。
- ・ 意匠登録、商標登録、サービスマーク登録等の実施（登録実施主体（法人格が必要））をどこが担うか。

(② の課題)

- ・ 知床世界自然遺産地域で環境保全活動を行っている、または環境保全活動に対して資金を出していることの適否判断の基準

(2) 知床世界遺産地域の普及啓発・PR

(例)

- ① 知床で実施される環境保全に配慮されたツアー・ホテル等
- ② 普及啓発に資する地元生産品

(検討課題)

- ・ 遺産地域の普及啓発に資する観点から、対象となるサービスや地元生産品については、知床世界自然遺産のイメージを向上させる（少なくとも損なうことのない）ものであることが必要であり、一定の認証基準の作成が必要。
- ・ 認証主体をどこが担うか。

※シンボルマークを用いたデザインについて

- ・ 原則としてCIシートを遵守することとし、シンボルマークを加工した別個のマークデザインの使用は認めない。
- ・ (1) の場合は、シンボルマーク（+CIシートのロゴ）に加えて、「〇〇は知床世界自然遺産の環境保全活動に参加しています（例）」といった文章を併記する。
- ・ (2) の認証品とする場合は、シンボルマークの他、独自の認証マーク・ロゴを併用する。